

第2回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年5月31日 13:30～15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 2番 菊池 利治委員 | 3番 金子 靖委員 | 4番 清水 幸治委員 |
| 5番 廣瀬女公美委員 | 6番 二谷 幸裕委員 | 7番 大畑 礼子委員 |
| 8番 浅野 徳昭委員 | 9番 細川 裕委員 | 10番 菅原 雄一委員 |
| 11番 佐藤 裕司委員 | 12番 山崎 隆史委員 | 13番 成田 俊英委員 |
| 14番 中川 浩幸委員 | 15番 瀬戸 賢成委員 | 16番 稲場 洋二委員 |
| 17番 松下 裕幸委員 | 19番 福西 範委員 | 20番 野澤 勲委員 |
| 21番 志賀 忠浩委員 | | |
- (以上 19名)
4. 欠席委員
- | | |
|------------|-------------|
| 1番 野村 照明委員 | 18番 佐藤 泰正委員 |
|------------|-------------|
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
事務局長 山根 憲治 次長 高山 直樹 主任 清水 秀人
(以上 3名)
- 会議録署名委員の指名
- | |
|------------|
| 4番 清水 幸治委員 |
| 5番 廣瀬女公美委員 |
6. 議事日程
- 会期決定について 令和3年 5月 31日 (1日)
- 議案第8号 現況証明願について
議案第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長

稲場職務代理

本日、野村会長が所用により欠席いたしましたので、会長に代わり議長として議事進行いたします。

よろしくお願いたします。

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。

只今より第2回釧路市農業委員会総会を開催致します。

本日の出席者は19名です。

議事録署名人に4番、清水幸治委員、5番、廣瀬女公美委員を指名しますので、よろしくお願致します。

なお、会期は本日5月31日の1日と致します。

それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局

山根事務局長

会務概要報告を行います。

議案書の2ページをご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長

稲場職務代理

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員

委員一同

なし

議長

稲場職務代理

質問がないようですので、それでは議案の審議に入ります。

議案第8号「現況証明願」について、事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の3ページでございます、議案第8号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で1件、音別地区で1件の申請がございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が6ページから17ページでございます。

公簿地目が畑及び牧場である、XXXXXXXXXX、他20筆、面積合計 XXXXXXXXXX m²の土地について、所有者である XXXXXXXXXX から現況証明願がございました。

5月14日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の高圧線用地及び鉄塔用地並びに用悪水路であると確認致しました。

次に、議案書5ページの表の2番は、資料が18ページと19ページでございます。

公簿地目が畑である XXXXXXXXXX、他3筆、面積合計 XXXXXXXXXX m²の土地について、所有者である XXXXXXXXXX 氏の代理人である、XXXXXXXXXX 氏から現況証明願がございました。

5月17日、音別地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

以上、2件の「現況証明願」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

稲場職務代理

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の野澤勲委員より報告をお願いします。

委員

野澤委員

議案第8号「現況証明願」について報告致します。

1番は、[REDACTED]が所有する公簿地目が畑である、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、公簿地目が牧場である、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の21筆、面積は合計して[REDACTED]㎡の土地についてであります。

令和3年5月14日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3名で、現地調査を行った結果、当該地はすべて農地採草放牧地以外で、利用状況は[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]が鉄塔用地、[REDACTED]、[REDACTED]が用悪水路、[REDACTED]が、高圧線用地であることを確認致しました。

なお、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]は、いずれも農用地区域にある土地ではありますが、現地は、農地採草放牧地以外で、農用地として利用されていないと確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

稲場職務代理

野澤 勲委員、ありがとうございました。

次に、2番の現地調査結果について、調査委員長の成田俊英委員より報告をお願いします。

委員

成田委員

議案第8号「現況証明願」について報告致します。

2番は、所有者は[REDACTED]氏で、申請者は[REDACTED]氏より地目変更のため現況証明願の提出がありました。

公簿地目が畑である、[REDACTED]、同所[REDACTED]、同所[REDACTED]、同所[REDACTED]の4筆、面積は合計して[REDACTED]㎡の土地について、令和3年5月17日、音別地区農業委員3名、事務局職員2名で現地調査を行った結果、当該地はすべて農地採草放牧地以外で、利用状況は、山林であることを確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
稲場職務代理

成田俊英委員、ありがとうございました。
それでは、議案第8号「現況証明願」について審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
稲場職務代理

質問がないようですので、採決致します。
議案第8号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
稲場職務代理

全会一致で賛成と認め、議案第8号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第9号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の20ページでございます、議案第9号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、借入人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、音別地区で1件の通知がございました。

議案書21ページの表の1番は、資料が22ページと23ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■
㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和3年5月7日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
稲場職務代理

ただいま説明がありました、議案第9号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
稲場職務代理

質問がないようですので、採決致します。
議案第9号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
稲場職務代理

全会一致で賛成と認め、議案第9号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の24ページでございます、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で1件、音別地区で2件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書25ページの表の1番は、資料が28ページと29ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他5筆、面積合計■■■■㎡の農用地について■■■■氏に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の2番は資料が30ページと31ページでございます。

■■■■氏が所有する■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書26ページと27ページの表の3番は、資料が32ページから48ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■の内、他46筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に使用貸借を行うものでございます。

次に、議案書27ページの表の4番は、資料が49ページから51ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■の内、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に、使用貸借を行うものでございます。

なお、■■■■の理事長は■■■■氏となっておりますが、5月27日に理事長が変更になっている旨の問い合わせがあり、法人登記に変更がなかったことから、同日、同法人に確認したところ、4月30日の理事会において■■■■氏が理事長に就任したことを確認いたしましたことから、議案の理事長名につきまして訂正をお願いいたします。

以上、4件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
稲場職務代理

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の野澤勲委員より報告をお願いします。

委員
野澤委員

議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請」について調査報告を致します。

1番の申請の内容は、■■■■氏が所有する■■■■、他5筆、合計

■■■■■㎡の農用地について、■■■■■氏に年間■■■■■万円で賃貸借を行うものでありますが、令和3年5月14日、釧路地区農業委員3名及び事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

委員
委員一同

野澤 勲委員、ありがとうございました。

次に、2番の現地調査結果について、調査委員長の菅原雄一委員より報告をお願いします。

委員
菅原委員

議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請」について調査報告を致します。

2番の申請の内容は、■■■■■氏が所有する、■■■■■、他1筆、合計■■■■■㎡の農用地について、■■■■■に年間■■■■■円で賃貸借を行うものでありますが、令和3年5月13日、阿寒地区農業委員3名、及び事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
稲場職務代理

菅原雄一委員、ありがとうございました。

次に、3番と4番の現地調査結果について、調査委員長の成田俊英委員より報告をお願いします。

委員
成田委員

議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請」について調査報告を致します。

3番の申請の内容は、■■■■■が所有する■■■■■の内、他46筆、合計■■■■■㎡の農用地について、■■■■■に、公営牧場の管理運営のため、使用貸借により貸付を行うものであります。

4番の申請の内容は、■■■■■が所有する■■■■■の内、他2筆、合計■■■■■㎡の農用地について、■■■■■に公営牧場の管理運営のため使用貸借により貸付を行うものであります。

令和3年5月17日、音別地区農業委員3名、及び事務局職員2名で現地調査、協議を行った結果、借主の■■■■■は農地所有適格法人ではありませんが、音別地区の公共牧場の管理運営、農作業受委託などを行っており、継続的かつ安定的に農業経営を行える状況であり、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
稲場職務代理

成田俊英委員、ありがとうございました。

それでは、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、3番と4番につきましては、瀬戸賢成委員が役員を務める法人の案件ですので、議事参与の制限にあたります。

従いまして、まず1番と2番を審議した後に、3番と4番を審議することとします。

それでは、1番と2番について、質問、意見を求めます。

委員 委員一同	なし
議長 稲場職務代理	質問がないようですので、採決致します。 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番と2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長 稲場職務代理	全会一致で賛成と認め、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番と2番については、原案のとおり決定致します。 次に、3番と4番を審議いたしますので、瀬戸賢成委員は退出して下さい。
	(瀬戸 賢成委員退室)
議長 稲場職務代理	それでは、3番と4番を審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 稲場職務代理	質問がないようですので、採決致します。 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番と4番に、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
	(挙手)
議長 稲場職務代理	賛成多数で賛成と認め、原案のとおり決定致します。 退室されている瀬戸賢成委員は入室して下さい。
	(瀬戸 賢成委員入室)
議長 稲場職務代理	3番と4番は、原案のとおり決定致しました。 それでは、次に、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。 事務局より説明して下さい。
事務局 山根事務局長	それでは、議案書の52ページでございます、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。 今回は、音別地区で3件の計画がございます。 お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せ

てご確認下さい。

議案書53ページの表の1番は、資料が54ページと55ページにあります。

氏が所有する、の内、他2筆、面積合計 m^2 の農用地について、氏に年間円で賃貸借を行うものです。

次に、表の2番は、資料が57ページと58ページにあります。

氏が所有する、の内、の1筆、面積 m^2 の農用地について、氏に年間円で賃貸借を行うものです。

次に表の3番は、資料が54ページと56ページにあります。

氏が所有する、の1筆、面積 m^2 の農用地について、氏に年間円で賃貸借を行うものです。

以上、3件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

稲場職務代理

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、2番につきましては、志賀忠浩委員本人に関する案件ですので、議事参与の制限にあたります。

従いまして、1番と3番を審議した後に、2番を審議することとします。

それでは、1番と3番について、質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

稲場職務代理

質問がないようですので、採決致します。

議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

稲場職務代理

全会一致で賛成と認め、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と3番については原案のとおり決定致します。

次に、2番を審議いたしますので、志賀忠浩委員は退室をお願い致します。

(志賀忠浩委員退室)

議長

稲場職務代理

それでは、2番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

なし

議長

稲場職務代理

質問がないようですので、採決致します。

議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長

稲場職務代理

全会一致で賛成と認め、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番については、原案のとおり決定致します。退室されている志賀忠浩委員は入室して下さい。

(志賀 忠浩委員入室)

議長

稲場職務代理

2番は、原案のとおり決定致しました。これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございますか。なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和3年 5月 31日

議

長

稲場 淳二

署名委員

清水 幸治

署名委員

廣瀬 女公美

